

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉野町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

吉野町長

公表日

令和7年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を奈良県と共同して構築している。 町は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。） 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションサーバ（市町村CS） 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長からの都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	町民税務課	
②所属長の役職名	町民税務課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		

請求先	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町上市80番地の1 吉野町役場 総務課 電話番号 0746-32-3081
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町上市80番地の1 吉野町役場 総務課 電話番号 0746-32-3081
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務を行う場合は、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	吉野町情報セキュリティ基本方針、吉野町情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等以下の対策を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠可能な場所に保管することを徹底する。 ・ 情報資産は必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じている 以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更項目	項目	変更後の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る備考
	① 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ② 事務の概要	③個人番号の通知および個人番号カードの交付 なお、⑤の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事項については、今後、総務省において情報に関する事務の一部の委任が認められる予定である。 このため、当該事項においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	④個人番号の通知及び個人番号カードの交付 なお、⑤の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事項については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び通知カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第55号)第30条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機関に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事項においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第55号)が公布されたため、及び誤記訂正。
	① 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	事後	
	① 関連情報 ③ 個人番号の利用 法上の根拠	2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第24号施行期満)	2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)に、第2条2(転入届)を追加する。	事後	住民基本台帳法施行令第23条第2項の改正により、転出届提出時「個人番号を記載することになったため、その責任を委ねる」旨の住民基本台帳法第2条を添記する必要があったため、及び誤記訂正。
令和2年12月14日	① 関連情報 6 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	町民課長	町民課長 岩本 佐佳美	事後	
令和2年12月17日	① しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月2日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和2年12月18日	① しい値判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	平成27年2月2日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和2年12月18日	① 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ② システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 国民年金番号システム 4. 中間サーバー	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 国民年金番号システム 4. 中間サーバー	事後	
令和2年12月18日	① しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和2年12月18日	① しい値判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和2年12月22日	① 関連情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(別表第三における情報提供の根拠) 「第三項(情報提供等)が「市町村長」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「住民基本台帳情報」が書かれる項(1. 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	(別表第三における情報提供の根拠) 「第三項(情報提供等)が「市町村長」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「住民基本台帳情報」が書かれる項(1. 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	事後	
令和2年12月24日	① 関連情報 6 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	町民課長 岩本 佐佳美	町民課長	事後	様式変更に伴う修正
令和2年12月24日	① しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年12月24日	① しい値判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年12月24日	⑦ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正
令和2年12月25日	① 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ② 事務の概要	また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 なお、⑤の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事項については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第55号)第30条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機関に対する事務の一部の委任が認められている。 このため、当該事項においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 なお、⑤の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事項については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第55号)第30条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機関に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事項においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年12月25日	① 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③ システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 国民年金番号システム 4. 中間サーバー	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2 住民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションセンター(市町村CS) 3 国民年金番号システム 4. 中間サーバー	事後	
令和2年12月25日	① 関連情報 ③ 個人番号の利用	2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) 「第5条(住民基本台帳の備付け)」 「第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域間の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)」 「第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域間の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)」	2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) 「第5条(住民基本台帳の備付け)」 「第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域間の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)」 「第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域間の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)」 「第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)」 「第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)」	事後	法令改正に伴う変更
令和2年12月25日	① 関連情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(別表第三における情報提供の根拠) 「第三項(情報提供等)が「市町村長」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「住民基本台帳情報」が書かれる項(1. 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	(別表第三における情報提供の根拠) 「第三項(情報提供等)が「市町村長」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「住民基本台帳情報」が書かれる項(1. 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 119, 120の項)	事後	法令改正に伴う変更
令和2年12月18日	① 関連情報 ③ 評価実施機関における担当部署	①部署 町民課 ②所属長の役職名 町民課長	①部署 町民課課長 ②所属長の役職名 町民課課長	事後	
令和2年12月18日	① 関連情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報情報の提供の範囲)及び別表第三	番号法第19条第8号(特定個人情報情報の提供の範囲)及び別表第三	事前	
令和2年12月18日	① 関連情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	「番号法第19条第8号(特定個人情報情報の提供の範囲)及び別表第三(別表第三における情報提供の根拠)」第三項(情報提供等)が「市町村長」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「住民基本台帳情報」が書かれる項(1. 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 119, 120の項)	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する省令(平成26年11月20日総務省令第55号)第30条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機関に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事項においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
令和2年12月18日	⑦ リスク対策 8. 人を介在させる作業		追加記載事項	事後	様式改正による変更
令和2年12月18日	⑦ リスク対策 9. 監査	8. 監査	9. 監査	事後	様式改正による変更
令和2年12月18日	⑦ リスク対策 10. 従事者に対する教育・啓発	9. 従事者に対する教育・啓発	10. 従事者に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
令和2年12月18日	⑦ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加記載事項	事後	様式改正による変更